

衛生・上下水道

セアカゴケグモにご注意を

特定外来生物で有毒な「セアカゴケグモ」が、市内で確認されています。次のことに注意してください。



▶ 体の特徴

- ・大きさは約1cm(成体・メス)。
- ・色は全体的に黒または褐色。背中および腹に赤い特徴的な模様あり。

▶ 生息場所

- ・日当たりがよく暖かい物陰や隙間(排水溝の側面やふたの裏、プランターと壁の間、低木の下、放置されたままの自転車の泥よけなど)

▶ 咬まれないための予防方法

- ・外での作業には軍手などの手袋を着用。
- ・不用意に側溝などの隙間に手を入れない。
- ・見つけても、絶対に素手で触らない。

▶ 駆除方法

- ・市販の家庭用殺虫剤を噴射。
- ・靴で踏む。

※セアカゴケグモに似たクモを見かけたときは、その場で駆除し、生活衛生課にご連絡ください。

▶ 咬まれたときの症状・対処法

- ・咬まれると、全身の痛みや発熱、吐き気などの症状が現れる場合があります。
- ・もし咬まれたときは、速やかに医療機関を受診してください。

詳しくは、生活衛生課(☎364-3187)へ。

バザー等開催届の提出を

～食品の衛生管理は、バザー成功の第一歩～

夏祭りなど地域や学校などの行事で、食品営業業者以外の方が飲食物のバザーを行う場合は、バザー等開催届を提出してください。

安全に食品を提供してもらうため、食品の取り扱いや調理上の注意点を話ししています。飲食物のバザーを開催される方は、企画の段階から、早めにご相談ください。

バザーなどでの飲食物の提供についての情報は、熊本市安全安心のひろばホームページ(<http://www.kumamoto-shoku.jp/anzen/>)

anshin/eisei/bazaar.html)をご覧ください。
詳しくは、食品保健課(☎364-3188)へ。

下水道事業受益者負担金の 決定通知書と納入通知書を送付します

下水道事業受益者負担金とは、公共下水道が整備された地区の土地に対し、下水道整備費用の一部を一度だけ負担してもらうものです。

対象者には、決定通知書を8月に送付します。納入通知書は、納期月(一括払いは8月のみ、分割払いは8・10・12・2月の年4回の3年間)ごとに送付します。納期限日は、各納期月の25日です。

分割納付を選ばれた方は、10月以降の納期分から口座振替で納付できますので、金融機関・郵便局で手続きをお願いします。

※受益者負担金の申告書を提出されていない場合でも、申告書送付時点での登記簿上の土地所有者の方に送付します。

詳しくは、給排水設備課(☎381-1153)へ。

平成30年度排水設備工事責任技術者 資格認定試験を開催します

■試験案内・申込書

▶ 配布開始日 8月1日(水)～

▶ 配布場所など

給排水設備課で配布または(公財)熊本市上下水道サービス公社ホームページ(<http://wsc.kumamoto.jp/>)からダウンロード

▶ 日時 11月11日(日) 午前9時15分～11時半

▶ 場所 熊本大学 黒髪キャンパス(北地区)
(中央区黒髪2丁目40-1)

▶ 費用 受験料5,000円

▶ 申込み 8月15日～9月20日午後5時までに申込書を記入し、郵送(9月20日消印有効)または持参で〒862-0950 中央区水前寺6-2-45(公財)熊本市上下水道サービス公社へ

※希望する方には講習会を行います(有料)。

詳しくは、(公財)熊本市上下水道サービス公社(☎288-7362)へ。

(給排水設備課 ☎381-1153)

浄化槽の記録票は保管しましょう

浄化槽の保守点検および清掃を行った際は、浄化槽が正常に機能しているかを記録票で確認し、3年間保管しましょう。また、法定検査の際は、保守点検や清掃の状況把握のため、指定検査機関へ記録票を提示してください。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

グリーストラップの維持管理は適切に！

本市の下水道条例で、油脂を多量に出す飲食店やガソリンスタンドなどは、油脂しゃ断装置(グリーストラップなど)の設置が義務付けられています。また設置したグリーストラップは、定期的な清掃や浮上油の回収などの維持管理が必要です。管理を怠ると下水道管内での詰まりや害虫・悪臭の原因となります。回収した油脂は、産業廃棄物として適正に処理してください。

(水再生課 ☎381-1157)

環境

未登録の象牙をお持ちではありませんか



全形を保持した象牙(牙の形をしたもの。印鑑・アクセサリなどの象牙製品は除く。)の売買や譲り渡しには、事前に種の保存法に基づく登録が必要です。環境省では、国内にある全形を保持した象牙の在庫の把握を進めています。未登録の象牙(全形を保持したもの)をお持ちの方は、環境省象牙在庫把握キャンペーン事務局(☎03-6659-4660、土日祝日を除く午前10時～午後5時)まで連絡をお願いします。

※所有しているだけの場合は違法ではありませんが、未登録の象牙の販売や譲渡は違法です。※所有者死亡による近親者への相続は違法になりません。ただし、その後販売などをする場合にはあらかじめ登録が必要です。

(環境共生課 ☎328-2352)

暮らしの中の人権 57

自死遺族の人権

身近な人を亡くすことは、とても悲しく、苦しい体験です。特に自殺で亡くなった場合、突然の死であることのショックや、自殺を止められなかったという自責など遺族の苦しみははかりしれません。さらに、自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解などによって、自殺で家族を亡くしたことを周囲に話せず、一人で苦しみ、孤立してしまう方も少なくありません。

政府が推進すべき自殺対策の指針として策定した「自殺総合対策大綱」では、自死遺族などに対する支援の取り組みの重要性が言及されています。また、多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、さまざまな悩みにより心理的に「追い込まれた未の死」と述べられています。自殺は個人の問題ではなく、その対策は社会全体で取り組む必要があります。

人がその死のあり方によって差別されることのない社会、あわせて、これ以上苦しむ方が増えないような誰も自殺に追い込まれない社会づくりが求められます。

(人権推進総室 ☎328-2333)

雇用・経済

くまもとUターン合同企業面談会 無料

熊本へUターン就職を考えている皆さん、お盆の帰省時期に合同企業面談会を行います。Uターンに必要な情報提供・相談コーナーも設置しますので、ふるってご参加ください！

▶ 日時 8月13日(月) 午後1時半～4時半

▶ 場所 くまもと県民交流館パレア10階パレアホール

▶ 対象 熊本県内に就職を希望している求職者、2019年卒新規学卒予定者、在職中の方など

▶ 申込み ジョブカフェくまもとホームページ(<https://www.jobcafe-kumamoto.com/>)へ

※当日直接参加可。

詳しくは、ジョブカフェくまもと(☎382-5451)へ。

(しごとづくり推進室 ☎328-2377)

家庭ごみの排出量

(1人1日あたり)

ごみ袋に雨水など入らないよう工夫することで、排出量の減量につながります。

チャレンジ！ 家庭ごみ減量20%

平成21年度

562g

-12.99%

平成30年度

489g

※資源化された量を除きます。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活用の水使用量

(1人1日あたり)

節水チャレンジ！

目標 218ℓ

(平成30年度までに)

平成30年度

221ℓ

(6月)

シャワーは「こまめに」開け閉めを！
1分間で約12ℓも節約できます。

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。